

案内誘導広告の許可基準

① 表示・設置の必要性

事業所などの敷地が禁止地域内・禁止地域から500m以内に所在し、かつ、主要な道路（道路法第3条の道路をいう。以下同じ。）に接していないこと。

② 表示・設置の場所

主要な道路と当該主要な道路から事業所などに至る進入路・脇道（主要な道路以外の道路に限る。）との交差点から前後100m以内の場所であること。

③ 表示面積

3㎡以下であること。ただし、集合板については、1件につき2㎡を加算することができるものとし、この場合にあつては、21㎡を限度とする。

④ 高さ

3m以下であること。ただし、集合板については、1件につき0.5mを加算することができるものとし、この場合にあつては、7.5mを限度とする。

⑤ 表示・設置数

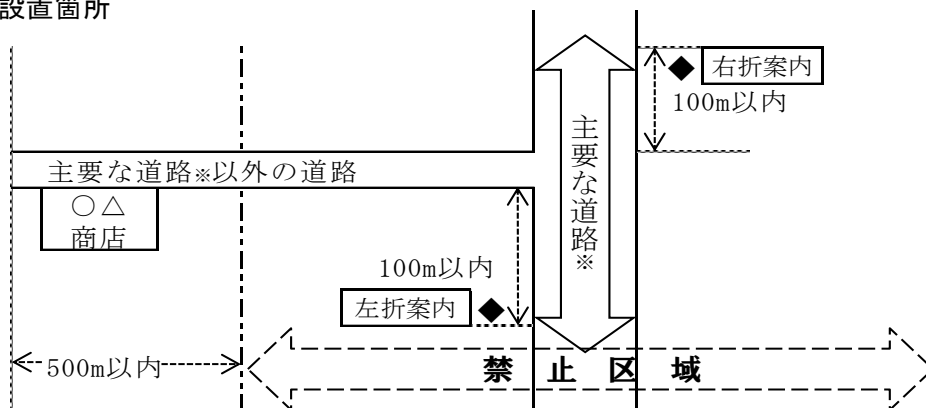
分岐点1箇所につき、2個以内であること。

⑥ 表示内容

名称・所在地・方向・距離・略図・方向を示す記号など、事業所などへの案内誘導のために必要な最小限の表示であること。

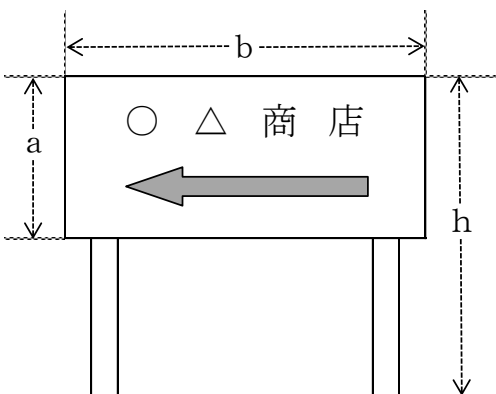
案内誘導広告の設置例

① 設置箇所



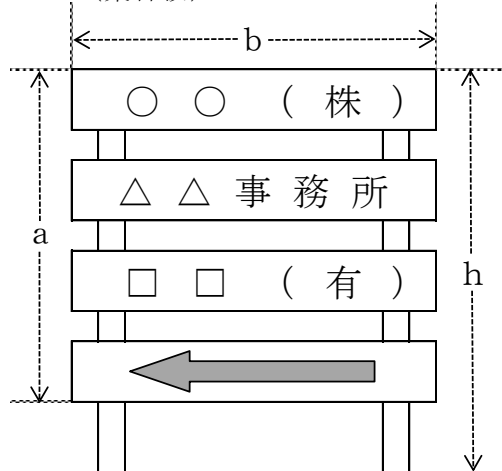
※主要な道路：一般国道、都道府県道、市町村道

② 面積及び高さ (単独板)



- 面積 $(a \times b) \leq 3 \text{ m}^2$
- 高さ $(h) \leq 3 \text{ m}$

(集合板)



(c : 集合板に表示された事業所等の数)

- 面積 $(a \times b) \leq 3 \text{ m}^2 + (c - 1) \times 2 \text{ m}^2 \leq 21 \text{ m}^2$
※当該例では7㎡以内となる。
- 高さ $(h) \leq 3 \text{ m} + (c - 1) \times 0.5 \text{ m} \leq 7.5 \text{ m}$
※当該例では4m以内となる。